

仕様書

1 件名

令和元年度 博物館クラスター形成支援事業に関する回遊性向上施策の企画運営業務委託(文化施設間連携広報コンテンツ及びモデルツアー制作)

2 履行期間

契約締結日の翌日から 令和2年3月31日まで

3 目的

上野文化の杜新構想実行委員会では、上野公園内にある美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携により、エリアが一体となった文化クラスターを形成することにより相乗効果を発揮し、文化芸術の振興に資するまちづくりを加速させる取り組みを進めている。取り組みをさらに深化させつつ、文化・芸術・観光資源の有機的連携を図るマーケティングを強化し、「文化で稼ぐ」具体的な事業の創造及び事業基盤の構築を目指す。

4 委託内容

(ア) 文化施設間連携広報コンテンツの制作

(1) 文化施設間連携広報委員会の運営

・開催日程 令和元年11月1日(金)～令和2年3月13日(金)

※隔週開催を目途に、上野文化の杜新構想実行委員会と協議して決定

・主たる委託内容

1. 連携広報委員会を通じた、文化施設及び関係者を対象とする情報調査業務
2. 文化施設及び関係者を通じた取材・撮影の調整業務
3. 連携広報委員会における議事の策定及び進行
4. 連携広報委員会の議事録作成業務
5. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ
6. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
7. その他事業の円滑な実施に伴う企画・調整業務
8. 報告書の作成

(2) 文化施設間連携広報コンテンツの取材・撮影・編集・校正

・実施日程 令和元年11月1日(金)～令和2年3月13日(金)

・主たる委託内容

1. (1)の連携広報委員会を通じた情報調査結果を活用したコンテンツ企画業務
2. 受託者の既存サービス及びコンテンツを活用したコンテンツ企画業務
3. 上記1、2に基づく取材・撮影・編集・校正業務
4. 同上、取材・撮影のための文化施設担当者及び関係者間調整業務
5. 制作したコンテンツの多言語翻訳

(3) 文化施設間連携モデルツアーの制作及び実施

・実施日程 令和元年11月1日(金)～令和2年3月13日(金)

・主たる委託内容

1. (1)の連携広報委員会を通じた情報調査結果を活用したモデルツアー企画業務
- 2.受託者の既存サービス及びコンテンツを活用したモデルツアー企画業務
- 3.上記1、2に基づく、複数文化施設が密接に連携したモデルツアーの実施
- 4.同上、複数文化施設が密接に連携したモデルツアーの広報コンテンツ化業務
- 5.制作したコンテンツの多言語翻訳

5 予算 23,200,000円(消費税込み)

6 支払い時期 令和2年4月末日までに振込

7 留意点

主催者と受託者が十分協議して広報コンテンツ及びモデルツアーの制作を行うこと。また、仕様書に定めのない他の事項についても同様に、主催者と受託者が協議して定めること。

8 主たる委託業務内容の詳細

(1)文化施設間連携広報委員会の運営

1. 連携広報委員会を通じた、文化施設及び関係者を対象とする情報調査業務
隔週(状況に応じて変更あり)を目途に開催される、上野地区文化施設の連携及び広報担当者から成る「連携広報委員会」に参加。文化施設ごとに企画する展示や学芸員の論文発表、イベント等、広報コンテンツ制作につながる情報を収集する
2. 文化施設及び関係者を通じた取材・撮影の調整業務
「連携広報委員会」参加の文化施設担当者を通じ、広報コンテンツの企画・取材・撮影に向けた準備・調整を行う。テキストや画像の制作後は、取材対象への入念な確認作業を行うこと
3. 連携広報委員会における議事の策定及び進行
上記1、2の企画・取材・撮影を円滑に実施するため、同時に各文化施設担当者の積極的な参加を促すため、受託者は「連携広報委員会」に十分な経験を有するスタッフを配置し、事前の議事策定や進行を行う
4. 連携広報委員会の議事録作成業務
毎度議事録を作成し、各文化施設に回覧して議事内容への関与を促進する
5. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ
上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定
6. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する
7. その他事業の円滑な実施に伴う企画・調整業務
上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定
8. 報告書の作成
受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出する。報告書の書

式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定すること。

(2) 文化施設間連携広報コンテンツの取材・撮影・編集・校正

1. (1)の連携広報委員会を通じた情報調査結果を活用した広報コンテンツ企画業務
隔週を目途に開催される「連携広報委員会」で得られた、文化施設ごとに企画する展示や学芸員の論文発表、イベント等の情報を元に、複数の文化施設及び関係者が取材・撮影の対象となる(テーマ次第では単館の複数関係者が対象となるものも認められる)魅力的な広報コンテンツを企画する

なお、企画にあたっては、自治体や観光事業者などからすでに多様なコンテンツが提供されていることを踏まえ、上野地区の文化施設が密接に連携することで実現できる独自性に重点を置く

また、コンテンツは委託期間中に50本程度を企画・制作する(WEBサイトや連動するアプリケーションの開発状況に応じて公開時期は協議の上で決定)

2. 受託者の既存サービス及びコンテンツを活用したコンテンツ企画業務
受託者が本委託事業とは別途独自に展開するサービス、コンテンツを活用し、上野地区の文化施設やまちの魅力をより効果的に発信する独自コンテンツを制作する
3. 上記1、2に基づく取材・撮影・編集・校正業務
上記の広報コンテンツを制作するための取材・撮影・編集・校正を行う。また、WEBサイト等への掲載・公開を行うため、上野文化の杜新構想実行委員会が別途準備するCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の必要な操作を行う
4. 同上、取材・撮影のための文化施設担当者及び関係者間調整業務
上記の広報コンテンツ制作過程において、取材・撮影を実施するために必要な許認可等があれば、「連携広報委員会」参加の文化施設担当者や関係者を通じて、適切な申請等の手続きを行う。また、そのための調整業務を行う
5. 制作したコンテンツの多言語翻訳
上記で制作した全ての広報コンテンツについては、日本語、英語を中心とした多言語表記を行うこと。また、多言語化にあたっては、専門知識を有する経験豊かな翻訳者によって、母語とする外国人が理解しやすい内容になるようにすること。

(3) 文化施設間連携モデルツアーの制作

1. (1)の連携広報委員会を通じた情報調査結果を活用したモデルツアー企画業務
隔週を目途に開催される「連携広報委員会」で得られた、文化施設ごとに企画する展示や学芸員の論文発表、イベント等の情報を元に、複数の文化施設及び関係者が登場するモデルツアーを制作し、文化施設間あるいはまちを含めた上野エリア全体の回遊性を向上させる

なお、上野地区の各文化施設は独自に館内のツアー等を企画しており、実施実績も豊富にある。本委託事業で制作するモデルツアーは、複数の文化施設やまちの関係者が密接に連携することで実現する独自性に重点を置くこと

2. 受託者の既存サービス及びコンテンツを活用したモデルツアー企画業務

受託者が本委託事業とは別途独自に展開するサービス、コンテンツを活用し、上野地区の文化施設やまちの魅力をより効果的に発信するモデルツアーを制作する

3. 上記1、2に基づく、複数文化施設が密接に連携したモデルツアーの実施
委託期間中に4本程度のモデルツアーを制作。上野文化の杜新構想委員会が運営するWEBサイトや、別途準備するアプリケーション等を活用してツアー参加者を募集の上、実施する。
4. 同上、複数文化施設が密接に連携したモデルツアーの広報コンテンツ化業務
(2)の「連携広報委員会」での情報収集等を通じて制作される広報コンテンツと同様、モデルツアーの実施状況を取材・撮影し、上野文化の杜新構想委員会が運営するWEBサイトや、別途準備するアプリケーション等に広報コンテンツとして活用する
5. 制作したコンテンツの多言語翻訳
上記で制作するモデルツアーの募集告知およびツアー実施後に制作する広報コンテンツについては、日本語、英語を中心とした多言語表記を行うこと。また、多言語化にあたっては、専門知識を有する経験豊かな翻訳者によって、母語とする外国人が理解しやすい内容になるようにすること

9 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS 及び CMS のアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。
- (2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001 (ISMS) など情報セキュリティ又は個人 情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。
- (3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。

10 著作権

著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第28条の権利を含む)は、すべて委託者に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料

等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)(2)(3)及び(4)の規定は、下記の11.により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 但し、上記(1)(2)(3)(4)(5)においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

以上